

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第587号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税の調定，徴収状況の管理及び決算事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）8月26日付けで諮問（第587号）された市税の調定，徴収状況の管理及び決算事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から，刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため，納税課で保有する納税者情報の照会があった。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，神奈川県藤沢警察署司法警察員に納税者情報を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 納税者情報を目的外に提供する場合の内容

ア 目的外に提供する個人情報

照会対象者に係る平成20年度から平成25年8月12日までの固定資産税課税額，納付年月日，納付額，滞納額。

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

(7) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員が捜査の適正かつ迅速な実施のために行うものであり、また、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(4) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「当署捜査の詐欺事件で、被疑者が『父親名義の土地があり、その土地の固定資産税を滞納していたり、相続税を払わなければならない。買い手はもう決まっているので、土地を売れば必ずお金を返せるので、その税金を払うお金を貸してくれ』などと言って、お金を騙し取ったというものである。今回の捜査にとって固定資産税納付事実の確認は必要不可欠。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、市税の調定、徴収状況の管理及び決算に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

以上のことにより、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書（写）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、
「当署捜査の詐欺事件で、被疑者が『父親名義の土地があり、その土
地の固定資産税を滞納していたり、相続税を払わなければならない。
買い手はもう決まっているので、土地を売れば必ずお金を返せるの
で、その税金を払うお金を貸してくれ』などと言って、お金を騙し取
ったというものである。今回の捜査にとって固定資産税納付事実の確
認は必要不可欠。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、市税の
調定、徴収状況の管理及び決算事務に係る個人情報であり、他の代替
手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認め
られる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につい て

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して
あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うも
のであり、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場
合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認してい
る。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知
を省略する合理的理由があると認められる。

以 上